串間市介護支援専門員人材育成事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内の介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）に基づくサービスを提供する市内の事業所(以下「事業所」という。)が実施する介護サービスの強化を図るため、法第69条の２第１項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験（以下「試験」という。）を受験した者に対し、予算の範囲内において、串間市介護支援専門員人材育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにつき、補助金等の交付に関する規則（昭和55年串間市規則第４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付を受けることができる者は、事業所に勤務する者で試験を受験する者とする。

（補助対象経費及び金額）

第３条　補助金の交付の対象となる経費は、一般社団法人宮崎県介護支援専門員協会が実施する介護支援専門員実務研修受講試験準備講習会(以下「講習会」という。)の受講料及び試験における受験手数料とする。

２　補助金額は、前項に掲げる経費の全額とする。

（交付申請）

第４条　補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第３条に規定する補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(１)　試験の受験票の写し

(２)　事業所が発行する就業証明書（別記様式第１号）

(３)　講習会を受講した者にあっては、講習会の受講決定通知の写し

(４)　その他市長が必要と認める書類

２　前項の補助金等交付申請書の提出は、補助金の交付を受ける年度の１月15日までとする。

（交付の決定）

第５条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、規則第６条に規定する補助金等交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

２　市長は補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金等不交付決定通知書（別記様式第２号）により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

　（補助金の交付方法）

第６条　この補助金は、精算払により交付する。

（補助条件）

第７条　規則第５条に規定する補助金等の交付に関する必要な条件は、次の各号に掲げるものとする。

（１）　補助金に係る支出を明らかにした証拠書類等を整備し、事業終了の日が属する年　度の翌年度から５年間整備保管しなければならない。

（２）　補助金の交付の決定した日から５年間において、第４条により提出した就業証明書の就業先事業所に変更が生じた場合は速やかに報告を行わなければならない。

（実績報告）

第８条　申請者は、試験における合否を証明する通知を受領した日から起算して30日を経過した日又は申請年度の３月31日のいずれか早い期日までに規則第13条に規定する補助事業実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

　（１）試験における合否を証明する通知の写し

　（２）試験の受験手数料の支払を確認できる書類の写し

　（３）講習会の受講料の支払を確認できる書類の写し

　（４）その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定及び通知）

第９条　市長は、前条の規定により事業実績報告書が提出されたときは、補助金の額を確定し、規則第14条に規定する補助金等交付額確定通知書により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条　補助金の交付確定の通知を受けた者は、補助金請求書（別記様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第11条　市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(１)　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(２)　補助金の交付の決定後５年を待たずして退職したとき。（ただし、引き続き市内における他の事業所に再度就職する場合を除く。）

(３)　前２号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めたとき。

（補助金の返還）

第12条　市長は、前条の規定により、決定を取り消したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、公表の日から施行する。

　（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和３年３月31日限り、その効力を失う。